

道路敷地無償使用承諾書の御案内と固定資産税の非課税申告について

1 道路敷地無償使用承諾書とは

区が建築基準法等の規定に基づいて後退した私有地（いわゆるセットバック部分）や現況道路内の私有地を公道（特別区道・管理通路）として管理するために必要な書類です。土地の所有権に変更はありません。

2 公道編入後の取扱いについて

公道に編入されると道路法又は管理通路条例が適用されます。土地の売買、抵当権の設定および移転はできますが、基本的に利用ができなくなります。建築物や工作物等を築造すること、土石や竹木等を堆積すること、その他道路の構造または交通に支障を及ぼす行為は禁止されますので御注意ください。

【問合せ先】

道路無償敷地使用承諾書、公道への編入手続について

北区役所 土木部土木管理課台帳係

〒114-8508 東京都北区王子本町1-1 5-2 2

電話(03)3908-9230

【セットバック部分の固定資産税について】

セットバック部分が道路整備された場合、一定の要件の下で固定資産税が非課税となります。この非課税の適用を受けるには、東京都北都税事務所への申告が必要です。

申告に関するお問合せは、下記都税事務所までお願いします。

【問合せ先】

固定資産税の非課税申告について

東京都北都税事務所 固定資産税課 土地班

〒114-8517 東京都北区中十条1-7-8

電話(03)3908-1179



道路敷地無償使用承諾書

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

土地所有者 氏 名

実印

電 話 () ー

住 所

借 地 人 氏 名

実印

電 話 () ー

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認するとともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを約します。

記

1 土地の所在

所 在	地 番	隅 切	備 考
北区 丁目	番 のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

(1) 案内図	1 部
(2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの）	1 部
(3) 求積図	1 部
(4) 道路配置図	1 部
(5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの）	1 部
(6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの）	1 部
(7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの）	1 部

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、御協力お願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

※道路が隣接区境に面している場合は、承諾書の情報を道路管理者に提供することがあります。

自主整備

道路敷地無償使用承諾書

捨印

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

土地所有者 氏 名

実印

電 話 () ー

住 所

借 地 人 氏 名

実印

電 話 () ー

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認するとともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを約します。

記

1 土地の所在

所 在	地 番	隅 切	備 考
北区 丁目	番 のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 案内図 | 1 部 |
| (2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (3) 求積図 | 1 部 |
| (4) 道路配置図 | 1 部 |
| (5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、御協力をお願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

※道路が隣接区境に面している場合は、承諾書の情報を道路管理者に提供することがあります。

捨印

記入例

道路敷地無償使用承諾書

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

住 所 北区王子本町〇―〇―〇

土地所有者 氏 名 北区 太郎

実印

「土地所有者」は登記簿上の
所有者全員のお名前と印鑑証
明書のご印鑑をお願いします

電 話 (〇〇) 〇〇〇〇―〇〇〇〇

住 所 北区赤羽〇―〇―〇

※法人の場合は、法人名の
ほか印鑑証明書の代表者名
と代表者印をお願いします

借 地 人 氏 名 北区株式会社 代表取締役 王子 花子

実印

電 話 (03) 〇〇〇〇―〇〇〇〇

私が所有又は借地している下記の土地のうち、特別区道又は管理通路に接する建築基準法等に基づく
後退部分を、貴区が道路として無償で使用することを承諾いたします。

また、本承諾後、道路となる下記の土地が道路法又は管理通路条例の適用を受けることを確認すると
ともに、下記の土地の所有権等を移転する場合は、新たな所有者等に本承諾の効力を承継させることを
約します。

記

該当するものを〇で囲んでください
※隅切部分を建築敷地面積に含めている場
合は、「含まない」を〇で囲んでください

1 土地の所在

所 在	地 番	隅 切	備 考
北区 王子本町〇 丁目	〇〇番 〇〇のうち	なし 含む 含まない	

2 添付書類

※必ず添付書類チェックシートを
利用し、ご確認をお願いします

後退用地が2筆以上にわたる場合は、
その全ての地番をご記入ください

- | | |
|--|-----|
| (1) 案内図 | 1 部 |
| (2) 公図（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (3) 求積図 | 1 部 |
| (4) 道路配置図 | 1 部 |
| (5) 土地の登記事項証明書（写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (6) 印鑑証明書（原本。写し不可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |
| (7) 法人資格証明書（法人の場合・写し可。提出日前3箇月以内に発行のもの） | 1 部 |

【注意事項】

※記入に誤りがあった場合、訂正が必要となりますので、捨印を承諾書の上部余白にあらかじめ押印いただきますよう、
御協力お願いいたします。

※署名捺印の前に、必ず別紙の案内を御確認ください。

※道路配置図又は求積図に、①現在の道路幅員、②道路後退幅、③道路後退面積、④道路延長、⑤その他指示された事項
が記載されていることを提出前に今一度御確認ください。

※道路が隣接区境に面している場合は、承諾書の情報を道路管理者に提供することがあります。

道路敷地無償使用承諾書 添付書類チェックシート

道路敷地無償使用承諾書を提出する前に、添付書類に不足や記載漏れ等がないかを、このチェックシートを利用して御確認ください。

＼	添付書類	確認事項	点検
①	案内図	☐ 当該地に印を付けること。	
②	公図	☐ 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） ☐ 提出日前３箇月以内のものであること。	
③	求積図	☐ 道路配置図と別に求積図を作成する場合は、道路後退面積を座標法又は三斜法で求めること。（２路線以上に接している場合、路線ごとに求積する必要がありますので、御相談ください。）	
④	道路配置図	☐ 特別区道又は管理通路に面している土地であることを確認すること。（私道に面した部分の公道への編入はできません。） ☐ （1）現在の道路幅員、（2）道路後退幅、（3）道路後退面積（２路線以上に接している場合、路線ごとに求積すること。求積図を別に作成するときは不要）、（4）道路延長を記載すること。（5）道路中心線を記載すること。（6）境界確定がされている場合は、境界線を記載すること。 ☐ 境界からセットバック線までの面積もあわせて算出しておく、固定資産税の非課税手続に図面をそのまま利用することがあります。（任意）	
⑤	土地の登記事項証明書	☐ 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） ☐ 提出日前３箇月以内のものであること。 ☐ 所有権者住所が印鑑証明書の住所と同一であること。	
⑥	印鑑証明書	☐ 原本であること。（写し不可） ☐ 提出日前３箇月以内のものであること。 ☐ 土地所有者・借地人（いる場合）いずれも提出すること。 ☐ 共有の場合は、共有者全員から提出すること。 ☐ 法人の場合は、印鑑証明書の代表者名と承諾書の代表者名が同一であること。 ☐ 売買等により土地所有者等の変更が見込まれている場合は、事前に土木管理課台帳係と調整すること。	
⑦	法人資格証明書 （土地所有者又は借地人が法人の場合）	☐ 写し可（登記情報提供サービスで出力したものでも可） ☐ 提出日前３箇月以内のものであること。	
転居予定の場合の新住所		住 所 氏 名	

【注意事項】

- ①から⑦までの事項が、すべて不備なく揃った段階で、書類の受付をします。
また、郵送での書類の受付は行っていないので、下記窓口まで御持参ください。
- 受付後、書類に不備があった場合は、提出後であっても補正を依頼することがあります。補正がなされないときは、道路敷地無償使用承諾書の受理ができず、道路の狭い整備工事や公道への編入がなされませんので御注意ください。所定の期間補正がなされない場合は、提出書類を返戻することがあります。
- 現在の道路幅員の採り方に疑義がある場合は、道路配置図等を作成する際に、下図を持参して事前に土木管理課台帳係窓口で御相談ください。
- 後退部分の区道区域・管理通路区域への編入は、後退整備完了後に行います。
- 適正な道路後退が確認できた時点で、道路敷地無償使用承諾書は有効となります。

【道路敷地無償使用承諾書の提出先】

東京都北区土木部土木管理課台帳係（北区役所第一庁舎３階２０番窓口）
電話（０３）３９０８－９２３０